faro ファーロ

東京司法書士会

「いざというとき」
あなたを照らす
サポートマガジン

2017年
冬号

44 vol.

特集

家族との絆で安心をつくる「家族信託」を活用しよう

コラム 今日から役立つコミュニケーション講座

新連載 世界の偉人に学ぶ！ピンチをチャンスに変える考え方

Q&A 司法書士なんでも相談室

- 賃貸マンション退去時の追加料金は払わないといけない？
- 会社の役員が変わったら、登記の変更手続きは必要？

特集

家族との絆で安心をつくる『家族信託』を活用しよう

認知症に財産管理、相続問題、障がいのある子の将来のこと……。
自分の老後から死後のことまでを考えると、心配や不安がいろいろ。
あなたが、いま気になっていることはなんですか？

こんな とき どう する!?

Aさん

財産管理がもうツラい！認知症も心配

賃貸マンションを経営し、その収入で妻と暮らすAさん（75歳）。しかし、高齢のせいで、だんだんと管理業務が負担に。最近、物忘れも出てきた気がするし、このままだと妻のことも心配で……。

Bさん

不動産「争続」、回避したい！

都内の持ち家で一人暮らしをするBさん（80歳）。財産は、家と土地のほかは少額の貯金だけ。このまま自分が死ぬと、家と土地の相続を巡って子どもたちの間で争いになる（争続）のではと心配……。

Cさん

親から受け継いだ会社を経営するCさん（75歳）。自分に万一のことがあった場合、長男に会社を任せたいが、長男には子がいないので、次男の子（孫）にいずれは継がせたい。だが長男には妻がいるので、孫への承継がうまくいくか不安……。

会社の承継、2代先まで決めておきたい

Dさん

愛する人を安心させたい

妻に先立たれたDさん（57歳）は、やはりパートナーを亡くしたEさん（53歳）と運命の出会い。Dさんの持ち家で同居して、再婚を考えている。だが、双方に成人した子どもがいて、Dさんの息子が「財産ねらいだ！」と入籍に猛反対……。

司法書士

その心配や不安、「家族信託」で安心に変えましょう！

家族信託でつくる「別扱いの財布」であなたと大切な人の将来に備えることができます

相続や老後の問題については、遺言書や成年後見などの制度があります。しかし近年、それらの制度だけでは、本当に心配な老後問題には対応できなかったり、相続に関する願いがうまく叶えられなかったりするケースが増えています。前ページの4人の不安や悩みは、まさにそのケースといえます。そんなときに注目したいのが「家族信託」。まだあまり一般的には知られていない制度ですが、うまく活用することによって、さまざまな問題に備えることができるのです。

「増やす」ための商事信託「守り活用する」家族信託

「信託」というと、信託銀行などに資産を託して運用益を出すことを思い浮かべる人が多いのではないでしょうか。そちらは「商事信託」と呼ばれ、委託者が信託銀行などに報酬を支払うことで成り立つビジネスです。それに対して、今回のテーマである「家族信託」は、託す相手は主に家族や親族で、営利目的ではなく基本的に報酬が発生しません。2007年の信託法改正によって生まれた比較的新しい契約制度で、左の図のような仕組みです。

商事信託の目的が財産を「増やす」ことなのに対して、家族信託は「守る」「円滑に活用する」ことが主な目的です。

家族信託の大きな特長は、「別扱いの財布」をつくること。民法上は、ふつう個人の財産は一つの財布に入っています。信託では、その一部を切り分けて「別扱いの財布」をつくり、**家族など信頼できる相手に、利益の行き先や使い途などを決めて管理を託します。**この「別扱いの財布」は、成年後見制度での財産管理や相続などの対象外になります。また、万一**委託者や受託者が破産した場合も「別扱いの財布」には影響せず、守られます。**

成年後見や遺言の弱点を補完する「別扱いの財布」

認知症になった場合、判断能力が不十分な人を法律面や生活面で保護・支援する「成年後見制度」は、強い味方です。しかし、一度成年後見人がついてしまうと、被後見人の財産は本人や家族の意思で処分できなくなります。例えば、施設に入る資金をつくるために持ち家を売りたくても、必ずしも自由にできなくなります。元気なときに約束していた孫の学費援助なども、難しくなります。

そんなとき、事前に家族信託で家や土地の管理を子に託したり、孫の学費として貯金の一部を信託したりするなど、**「別扱いの財布」をつくっておくことで、後見人の財産管理の範囲から外れ、受託者の権限で活用できる**のです。

また、相続争いを回避するためにも、家族信託が役立ちます。

不動産やオーナー企業の株式などの分けにくく争いのタネになりやすい財産を、家族信託して「別扱いの財布」に入れてしまうのです（ただし、民法で各相続人に認められている「遺留分」はこの場合でも守られるので、注意が必要）。そうすると**共有にならず、受託者が一括管理して、利益は相続人に分配することができる**ようになります。それによって、「争続」で家や土地が活用できず空き家になることや、会社の経営が混乱するような事態を避けることができます。

相続、老後問題は制度の併用で解決

うまく活用すればいろいろな可能性のある家族信託ですが、それだけで老後や相続の問題をすべて解決できるわけではありません。目的や状況によっては遺言や成年後見制度の利用が適している場合もありますし、それらの制度と家族信託を併用することで、より大きな安心を得られることもあります。

そのため、**専門家に相談するときは、信託だけでなく相続や成年後見などについて幅広い知識と経験を持つ人を選びましょう。**司法書士は、遺言や相続登記、成年後見などに長年携わってきた、相続や老後問題の専門家。近年は、多様なニーズに応えるために家族信託の活用にも力を入れており、広い視野でアドバイスができます。

年末年始は、家族・親族が集まって、今後のことについて語り合う好機。ぜひ、元気な今のうちに、あなたと大切な人の将来のための備えを検討してみてください。

図 家族信託のしくみ

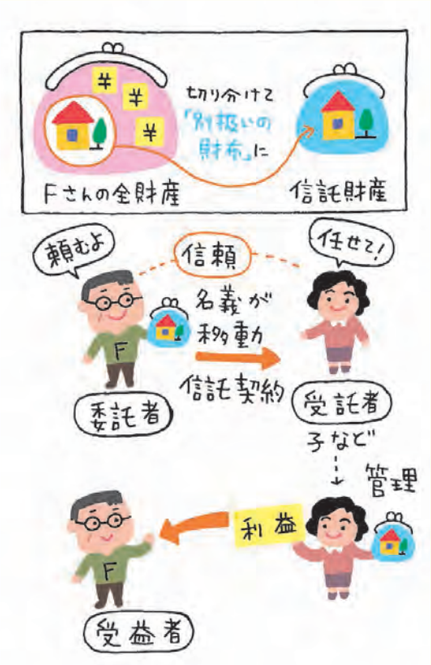

家族信託は、次の3者から成り立ちます。

委託者・・・財産の持ち主
受託者・・・財産を管理する人
受益者・・・利益を受け取る人

（この他、必要に応じて、受託者を監督する「信託監督人」、受益者の権利を代弁する「受益者代理人」も設定できる）

委託者と受託者の間で、受益者やさまざまな条件などを決めて信託契約を結びます。
受託者、受益者が死亡した場合などに備えて、第2、第3の受託者、受益者を決めておくこともできます。
なお、委託者と受益者が同じ場合には贈与税はかかりませんが、違う人にする場合は、所有権が移転したことになるので、受益者に税金がかかります。

みんなのお悩み、「家族信託」で解決！

Aさんの場合

賃貸マンションを信託すれば認知症になった場合でも安心

マンションを信託財産に、家族信託契約を行う。最初はAさんを受益者に、Aさんの死後は妻を受益者に設定。それによって、Aさんが認知症になったり死亡した場合でも、管理や利益の受取りが滞らない。なお、管理の難しい不動産で、家族・親族に適当な受託者がいない場合は、不動産信託会社に頼む（商事信託）のも一つの手。

Bさんの場合

「家族信託」で共有不動産を一括管理し泥沼の「争続」を回避

子（他の親族などでも可）の中から受託者を選び、家と土地を信託財産として家族信託契約を行う。家と土地が今後は共有とならないので、受託者が一括管理して処分や運用できる。売却や賃貸などで出た利益は、各人の持分によって分ける。全員の意見がまとまらずにもめて泥沼の「争続」になるのを避けられる。

Cさんの場合

遺言では難しい2代3代先の引き継ぎも「家族信託」なら思い通りに

自社株を信託財産として、Cさんと長男が家族信託契約を行う。Cさんの死後は長男が会社の経営権を持ち、さらに、長男の死後はCさんの孫に経営権が委譲される契約内容にしておく。
遺言では、自分の死亡時に財産を譲る相手しか決められないが、家族信託の場合は、何代も先までの引き継ぎ先を決めることができる。

Dさんの場合

「家族信託」で財産の行方を決めておけば愛する人も家族も安心

DさんとDさんの息子の間で、家族信託契約を行う。持ち家の受益権が、Dさんの死後にはEさんに、さらにEさんの死後はDさんの子に引き継がれるような契約内容に。Eさんは将来にわたって住む家の心配をせずにすむようになり、また、Eさんの死後はDさんの子の元に戻ってくるので、Dさんの家族の反対もおさまる。

「家族信託」Q&A

「家族信託について、もっと知りたい！」よくある疑問をピックアップしました。

Q1 家族信託を成功させるポイントは？

A 最初の関門であり、最も大きなポイントは、託した財産を自分の願いに沿った形で管理・運用してもらえるという信頼のおける相手（受託者）を選ぶこと。息子や娘、兄弟など家族や親族が受託者になるのが一般的です。その相手と協力して、自分の老後の備えや死後に大切な人たちが困らないために、特定の目的を持った「別扱いの財布」をつくって備えておくのが家族信託のキモ。ですから、委託者と受託者がしっかり話し合って、目的を共有することも大事ですね。

Q2 受託者になると、贈与税がかかる？

A 受託者には、財産の名義と管理・運用の権限が移動するだけで、利益を受け取るわけではないため、贈与税はかかりません。受益者が亡くなって、その財産を相続するときには、相続税がかかります。

Q3 自分に何かあったとき、残されるペットのことが心配。家族信託で対応できる？

A 可能です。信託財産を現金とペットとして契約を結べば、あなたに何かあったときには、受託者がペットを引き取って託された現金を飼育費に当てられます。現金とペットを遺言で遺贈する方法もありますが、病気や認知症などの場合には対応できないので、生前から死後まで一貫してカバーできる家族信託のほうが安心といえます。

Q4 家族信託のはじまりは中世ヨーロッパってホント？

A 諸説ありますが、最も有力とみられているのが、十字軍の時代のイギリスで、遠征する兵士と残される家族の必要から生まれた、という説。十字軍兵士として遠征に参加した貴族たちは、いつ領地に戻れるかわからず、場合によっては遠征中に死亡する可能性も。さらに当時のイギリスでは、妻子には財産管理の権限がありませんでした。そのため、一家の主の不在が長引いたり生死不明になったりした場合、残された家族は生活に困ることになってしまいます。

そこで、出征する兵士は、最も信頼する友人に自分の土地や財産の名義を変更し、その管理を託したのです。友人は彼の財産を管理して、得られた利益を家族に渡すことができるようになるため、残された家族の生活の心配はなくなります。時代は変わっても、信託の基本は信頼と家族への思いなのですね。

「家族信託」のご相談は司法書士に！

この他にも知りたいことや疑問に思うことがあれば、司法書士ホットラインにお電話ください。司法書士は相続のエキスパート。家族信託をはじめ、成年後見や遺言書などについても幅広い知識と経験でニーズにお応えします。お気軽にご相談ください。

司法書士ホットライン
平日 10:00〜15:45
03-3353-2700
司法書士が直接相談に乗ります！

今日から役立つコミュニケーション講座 第3回

臨床心理士 菅野泰蔵
すがの・たいぞう／学習院大学相談室や代々木の森診療所などを経て、現在、東京カウンセリングセンター所長。『カウンセラーの「聴く力」』（PHP研究所）、『上手に「気持ち」を伝える技術』（大和書房）など著書多数。

本音を引き出す、上手な聞き方

相手の本心が分からなくて不安になった経験はありませんか？

「相続について家族で話し合いの場を設けたのに、弟が考えを言ってくれない」「親の意志を尊重したくて老後についての希望を聞いたのに『まだそんな年じゃない！』と怒鳴られた」など、本音が見えなかったり、そもそも話し合いにもならなかったり。大切なことだからと無理に聞き出そうとして、逆に話がこじれてしまうこともあります。

今回は、上手に本音を聞き出す方法について一緒に考えてみましょう。

まずは「本音を話しやすい場」を整えよう

相手が本音を話しやすい場が整っていないのに、いきなり本題に入ってしまうのはやりがちな失敗。では、人はどういった状況なら、本音が言いやすくなるのでしょう。

食事をしながら満ち足りた気分で話し合うと、本音が言いやすく、話もうまくいったという経験はありませんか？ これを「ランチョンテクニック」といい、心理学的にも立証されています。親の老後問題など、デリケートな話で本音を聞きたいときは、食事に誘ってみてはいかがでしょう。

また、複数人で話し合う場合、人間関係が気になって、なかなか本心が言いにくいものです。そういったときは、根回しも重要。普段から本音を溜め込みがちな人やキーパーソンに、１対１で意見を聞いておきましょう。対面で話すことで、「みんなにどう思われるか」といった心理的なハードルが下がって本音が引き出せ、その後の話し合いもスムーズになります。

「本音を聞かせてくれ」と一方的に迫るのではなく、まずは、どうすれば相手が心を開きやすいかを考え、「場」を整えることが大切なのです。

相手の意見を否定せず、「仮定の話」に置きかえよう

相手が本心を打ち明けやすい場をつくっても、こちらの聞く態度に問題があると、台無しになってしまいます。

反発を招かない聞き方のポイントは、相手の言うことを否定しないことと、仮定の話をうまく使って質問を重ねること。

そもそも、否定するという行為は、相手に「こちらの意見を聞く気はあるのか？」と不信感を抱かせてしまいます。同居や介護の話などで「まだそんな年じゃない！」と怒る親に、「もう年なんだから、意地はらないで！」などと返していては、話がこじれるばかり。そういったときは、一度「確かに、お父さんまだ若いもんね」と受けとめてから、「とはいえ、未来のことは分からないから、万一のときはどうしたい？」など、相手の意見を否定せずに、仮定の話として聞き方を変えてみましょう。

相手を尊重し、気持ちを思いやる対応を心掛けることが、思わず本音を話したくなるような、「聞き上手」になる第一歩です。

司法書士なんでも相談室

身の回りで起こるトラブルや悩み事。法律の専門家なら、解決のためのアドバイスができることがあります。司法書士は「あなたの街の法律家」。一人で悩まず、なんでも相談してください。
このコーナーでは、皆様のお悩みに司法書士が答えていきます。

Q1 賃貸マンションを退居するときに、クロスの張り替えとカギの交換代として、敷金だけでなく追加の料金を請求されました。払わなければいけませんか。

A 基本的には支払う義務はありません。通常の使用をしていることによる劣化は、借主が負担するものではありません。ただし、入居者の不注意による毀損（きそん）は、入居者の負担になります。例えば、タバコの焼け焦げ、家具を引きずったことによる床の傷などの、故意や過失によるものです。

請求された料金の具体的な内容について貸主や仲介の不動産業者と話し合って、折り合いが付かないようでしたら、司法書士にご相談ください。

Q2 会社の役員が父から叔父に変わりました。登記の変更手続きも必要ですか。

A 役員の変更手続きが必要です。就任から２週間以内に登記の変更手続きをしてください。この手続きを怠ると、銀行や取引先に登記事項証明書を求められたときに、新しい役員への変更がなされていないため手続きが中断してしまいます。また、役員には最長10年までの任期があります。定款で定められた任期が来たら、役員に変更がなくても、変更登記が必要です。変更登記をしないままにしていると、会社法に反したとして過料が課されることもあります。さらに、12年以上登記を放置していると、法務局によって休眠会社として「みなし解散」の手続きがされることがあるので、注意してください。

なお、役員には取締役、監査役、代表取締役などがあります。会社の形態によって登記の必要書類などが少しずつ違いますので、必要書類がわからない場合や手続き方法等で悩んだときは、司法書士にご相談ください。

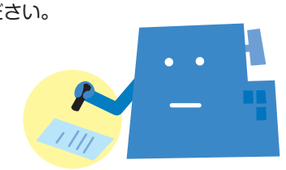

新 司法書士の情景 scene. 05

登記所の本人確認手段

T・K（千代田支部）

一般の銀行では預金というのに、ゆうちょ銀行だけは、民間銀行になった今も貯金というようですが、銀行窓口で資金を引き出そうとすると、必ず「ご本人様ですか」と本人確認を求められます。

その証明として運転免許証を示すことが多いのですが、ある時、写真付の身分証明書として十分だと思い、「司法書士会員証」を示したことがありました。残念ながら、即座に「公的証明書ではありませんので」と拒否されてしまいました。どうも、司法書士会には権威がないようです。

タクシーに乗って「弁護士会館」といえば即座に通じるのに、「司法書士会館」といっても通じません。「東京法務局」といっても通じませんから、我々の仕事はまだまだ認知されていないようです。

さて、平成27年の商業登記規則の改正で、取締役等の就任承諾書に、いわゆる本人確認証明書が必要になりました。同規則61条７項の「就任を承諾したことを証する書面に記載した氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該取締役等が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）」のことです。

公務員が職務上作成したものではない司法書士会員証も、本人が住所を記載するパスポートも不可です。運転免許証は住所付のため典型的な本人確認証明書とされ、その写しに本人が「原本と相違ない」と証明したものが使われることが少なくありません。

しかし、本人確認手段としては、生年月日の一致、写真との一致、証人の準備など、さまざまな方法が考えられるのに、なぜ、住所の一致を基準にしたのでしょうか。恐らく、最も証明が容易で保存のきく証明書でもあり、住所が分かれば後日に本人に確認するにも便利だからでしょう。

では、銀行もそうかというと、銀行は既に本人の住所を知っていますから、写真や生年月日で本人確認をしているのでしょう。試しに、銀行窓口で、登記所も認めていることを根拠に、住民票を示してみたいものですが、受け付けてくれるでしょうか。

ちょっとひと息 クロスワードPUZZLE

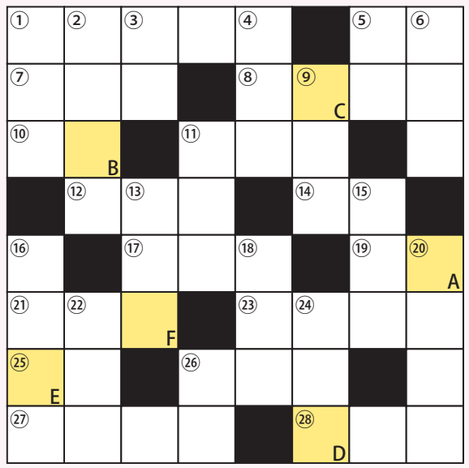

A～Fに入った文字を並べてできる言葉を漢字に直して答えてください。

A B C D E F → 解答（漢字）

（解答は11ページをご覧ください）

タテのカギ

①愛媛県今治市の名産
②仕事をバリバリこなす___ウーマン
③高級な家具や食材に求める
④漢字や計算の練習帳
⑤能舞台に描かれている植物
⑥決して漏れてはいけない___の任務
⑨晩ご飯の雅な言い方
⑪工事中につきぐるりと遠回り
⑬親子の___シップ
⑮冬から春へと移り変わる
⑯奈良県の東大寺のものが有名
⑱一瞬。___の判断
⑳桶狭間の戦いで敗れた___義元
㉒個人や法人が経営する学校
㉔タイムマシンで越えてみたい
㉖クリスマスに飾りつける木

ヨコのカギ

①燕尾服の代用として着る略礼服
⑤祖父母がかわいがる
⑦午後3時のお楽しみ
⑧背負うタイプのバッグ
⑩ラピスラズリの和名
⑪四年に一度の___年
⑫聖徳太子が活躍した時代
⑭元気のない人に___を飛ばす
⑰蚕の繭からとる
⑲アルバイトから___社員に
㉑四字熟語「___伝心」
㉓合っていないと矛盾
㉕冬に美味な、出世魚の代表格
㉖解決策などを手探りで探すこと
㉗漫才の「なんでやねん!」
㉘あおいで風を起こす道具

（パズル制作：スカイネットコーポレーション）

世界の偉人に学ぶ！

ピンチをチャンスに変える考え方

挫折、失敗、絶望。生きていれば誰しも「もうダメかも」と思うような瞬間があるかもしれない。そんなときは、偉人がヒントをくれる。どん底を乗り越え、偉業を成し遂げた彼らの考え方に学んでみよう。

今回の名言

困難な苦しい時、自分は気分を変えることに努めた。そして、困ったことから気をそらすためにも、人一倍働いた。

―トーマス・エジソン

人生に困難はつきもの。頭ではそう分かってはいても、実際に大きな困難に遭遇すれば、なかなか前向きな気分になれない。

しかし、発明王トーマス・エジソンは、どんなときもポジティブで、落胆することがほとんどなかった。

「落ちこぼれ」とレッテルを貼られて、わずか3カ月で小学校を中退。12歳で新聞の売り子として働き始めた時点で多難な人生だが、さらなる悲劇がエジソンを襲う。車掌に耳を引っ張られたことをきっかけに、片耳がほとんど聞こえなくなってしまったのである。

そんなハンディキャップを抱えれば、絶望して運命を恨んでもおかしくはない。そうでなくても、言い訳の一つや愚痴の一つも言いたくなるものだ。

しかし、エジソンは、次のように語っている。

「周りの雑音に悩まされず研究に集中できるから、かえって好都合だ」

こんなこともあった。1914年、エジソンの研究所は大火事に見舞われて、莫大な損失をこうむった。化学薬品が多かったことも、火事が広がった一因だった。

それでもエジソンは意気消沈するそぶりすら見せずに、すぐに再建計画を描いた。しかも、わざわざ家族を呼び寄せると、こう言ったのである。

「こんな大きな火事にお目にかかる機会はめったにないから、じっくりと見ておくがよい」

このとき、エジソンはすでに68歳。何歳からでもやり直しはできると考えていたのである。

不運な事故や災害も前向きにとらえたエジソン。この名言にあるように、困ったことに遭遇したときには、人一倍働くことで乗り越えてきた。

エジソンは教えてくれている。人生を諦めなければ、どんな困難も乗り越えられるということを。

どんな人生にも困難はある。
むしろ次のステップと考えるべし。

〔トーマス・エジソン〕
1847年、アメリカ合衆国オハイオ州生まれ。鉄道の電信技手を経てボストンの電信局に勤務。研究所を設立し、電球や蓄音機をはじめ、84年の生涯で約1300もの発明をした「発明王」。映画撮影機であるキネトグラフなどを発明したことから「映画の父」とも呼ばれる。

文 真山知幸 | 執筆業。偉人をテーマにした著書に『君の歳にあの偉人は何を語ったか』（星海社新書）、『最高の人生に変わる天才100の名言』（PHP研究所）、『ざんねんな偉人伝』（学研プラス）など。書籍の監修や、大学での講義も行っている。

東京司法書士会 活動報告

東京司法書士会の社会貢献活動について、ご紹介します！

都内の高校で「司法書士による法律教室」を実施しました

東京司法書士会では、東京都内の高校生等を対象にした法律教室を、年間を通して無料で開催しています。

9月22日には、都立小山台高等学校（品川区）で開催し、定時制の4年生35名が参加しました。労働契約に関するテーマで、生徒さんたちの実際の職場での経験談も交えつつ、さまざまなケースについてみんなで考えました。アルバイト経験のある生徒さんが多く、「働いているときにこんなことがあったら？」という問題に、自分の経験をもとに考えて積極的に意見を発表してくれました。

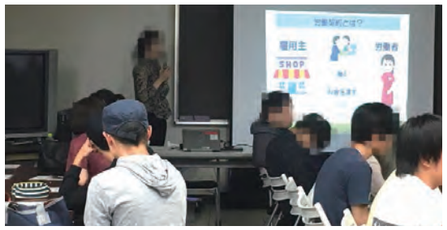

労働契約についての講義に真剣に聞き入る小山台高校の生徒さんたち

法律教室の詳しい内容とご依頼については、以下のサイトをご覧ください。
東京司法書士会「高校生等に向けての法律教室」
→ https://www.tokyokai.jp/public/legal_class.html

「暮らしと事業のよろず相談会」に参加しました

10月14日、司法書士や弁護士、税理士など10士業が共同で、無料相談会「暮らしと事業のよろず相談会」を新宿駅の西口広場イベントコーナーで開催しました。「士業」は法律関係の専門家ですが、それぞれ得意分野が違います。相談会では、1組の相談者に対して関連分野の専門家3名ほどが協力して、ご相談をお受けしました。

多角的な視点からのアドバイスに、相談者の納得度も高まったようでした。

140名の専門家が参加して、朝10時から夕方4時まで多くのご相談をお受けしました。

他士業のゆるキャラ仲間たちと一緒に、しほたんも司法書士のPRをしました！

ちょっとひと息 クロスワードPUZZLE 解答

①タ	②キ	③シ	ー	④ド	■	⑤マ	⑥ゴ
⑦オ	ヤ	ツ	■	⑧リ	⑨ユ C	ツ	ク
⑩ル	リ B	■	⑪ウ	ル	ウ	■	ヒ
■	⑫ア	⑬ス	カ	■	⑭ゲ	⑮キ	■
⑯ダ	■	⑰キ	イ	⑱ト	■	⑲セ	⑳イ A
㉑イ	㉒シ	ン F	■	㉓ツ	㉔ジ	ツ	マ
㉕ブ E	リ	■	㉖モ	サ	ク	■	ガ
㉗ツ	ツ	コ	ミ	■	㉘ウ D	チ	ワ

イ A リ B ユ C ウ D ブ E ン F

解答→ 遺留分

マメ知識

「遺留分」とは、遺言書の内容に関わらず、定められた条件を満たしている相続人に対して保障されている最低限の相続財産のこと。

司法書士 ミニhistory

司法書士のルーツは、江戸時代に農民が訴訟を起こすときの手助けをした「公事宿（くじやど）」ではないかと考えられています。公事宿では、役所に提出する書類の作成、手続きの代行なども請け負っていたそうです。江戸の昔から必要とされてきた「いざというときのサポート役」という立場は、今の司法書士にしっかりと受け継がれています。

〔今回の表紙〕喜多川歌麿「物思恋（ものおもうこい）」
©公益財団法人アダチ伝統木版画技術保存財団

ファーロ 2017 winter vol.44／2017年11月30日発行
発行元：東京司法書士会 〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-37 TEL.03-3353-9191　発行責任者：清水輝明　編集人：倉石裕子　制作：株式会社一粒舎　印刷：柳本印刷株式会社

東京司法書士会では無料法律相談を実施しています

一人で悩まず、司法書士にご相談ください

公認キャラクター しほたん

おまかせ!!

遺言のことを聞きたい

相続の問題で困っている

会社をつくりたいけどどうしよう

クレジット・サラ金の問題で悩んでいる

不動産の名義変更をしたい

成年後見制度を使うには?

友人とのお金の貸し借りで困っている

隣家と境界線でトラブルに

弟と遺産争いに…

電話で相談したい

司法書士ホットラインにお電話ください

昼 10:00〜15:45

平日(月〜金曜)

03-3353-2700

夜 17:00〜19:45

水・木曜(祝日除く)

042-540-0663

出張による相談にも対応しています

お体の事情などで常設相談会にお越しいただくことが困難な方(東京在住の方のみ)を対象に、予約制で、地域の役所や学校などの公共施設、高齢者施設などへの司法書士の出張相談を行っています。

※お申し込みは、施設などを通してお願いします。

お問い合わせはこちら

03-3353-9191

(東京司法書士会事務局)

平日 9:00~17:00

東京司法書士会のHPからもお申し込みいただけます

会って相談したい

2カ所の相談センターがあります。まずは、電話でご予約ください

● 四ツ谷

東京司法書士会総合相談センター

新宿区四谷本塩町4-37

(JR四ツ谷駅から徒歩4分)

電話予約はこちら

03-3353-9205

平日 9:00~12:00/13:00~17:00

※男性相手には話しにくい悩み事の場合などは、女性司法書士への相談を希望することもできます(女性の方のみ)。電話予約の際に、その旨お伝えください。

● 立川

三多摩総合相談センター

立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル202-A

(JR立川駅から徒歩6分)

電話予約はこちら

042-548-3933

平日 10:00~16:00

もめごとを当事者同士で解決したい

調停センター「すてっき」で、司法書士がお手伝いします

裁判ではなく、話し合いによる解決をめざします

日常生活の中で起こる親族や近隣住人などとのトラブルは、できれば裁判ではなく、今後の付き合いのことも考えて、当事者同士の話し合いで解決したいもの。でも、当事者だけでは感情的になってしまったり、法律の専門知識がなくて話し合いが進まない、そんな場合は調停センター「すてっき」で、司法書士がお手伝いをします。

お問い合わせ・予約はこちら

03-3353-8844

平日 9:00~12:00/13:00~17:00

まずはお電話ください!

視覚障がいの方のための音声コード(Uni-Voice)です

東京司法書士会 https://www.tokyokai.jp/